茨城労働

Seed

2026. 11
No. 756

Ｓｅｅｄ：種〈情報を伝えて大きく育てるという願い〉

目次

募集

令和９年度「県立産業技術専門学院」入学生募集 . . . 2
令和９年度「県立情報テクノロジー大学校」入学生募集 . . . 3
働き方改革優良（推進）企業認定の募集 . . . 5
男性育児休業取得促進研修・セミナー参加者募集 . . . 9
女性管理職育成研修参加者募集 . . . 11
障害者雇用優良企業の募集 . . . 13
外国人受入優良企業等認定制度の募集 . . . 15
デジタルスキル習得支援事業について . . . 17
デジタルリテラシー実践講座募集について . . . 19

ご案内

勤労者のための生活資金融資制度のご活用を！ . . . 21
「あなたにエール！～いばらき女性活躍・働き方応援ポータルサイト～」のご案内 . . . 22
１１月は働き方月間です . . . 24
いばらき労働相談センターのご案内 . . . 25
いばらき就職支援センターのご案内 . . . 26
地方就職学生支援事業のご案内 . . . 27
令和８年度元気いばらき就職フェアのご案内 . . . 29
悩みは一人で背負わないで（茨城カウンセリングセンター） . . . 30

お知らせ

[労働局から]
11 月は労働保険未手続事業一掃強化期間です . . . 31
茨城県最低賃金の改正決定 . . . 32
11 月は「しわ寄せ防止キャンペーン」期間です . . . 34
就職のトラブル解決サポートします！（総合労働相談コーナー） . . . 36
11 月は「過労死等防止啓発月間」です . . . 37
過労死等防止対策推進シンポジウムを開催します！ . . . 39
離職票直接交付について . . . 41
労働施策総合推進法 . . . 44

[労働委員会から]
労働委員会の窓から . . . 46

県立産業技術専門学院入学生募集！

令和９年４月入学生 を募集します！

企業の即戦力となるものづくり技能者を育成するため、少人数制のクラス指導によりきめ細かな訓練を行っています。
高校の普通科出身の方や女子生徒も安心して学べます。
多くの皆様のご応募をお待ちしております！



◆募集内容

募集施設		訓練期間	募集訓練科	年間募集定員
情報テクノロジー大学校併設 水戸産業技術専門学院 （TEL029-269-2160）	水戸市下大野町6342	２年	自動車整備科	20名
	(水府町庁舎)※ 水戸市水府町864-4	１年	建築システム科	25名
			電気エンジニア科	20名
日立産業技術専門学院 日立市西成沢町3-9-1（TEL0294-35-6449）		１年	金属クラフト科	15名
			PC・CAD科	15名
鹿島産業技術専門学院 鹿嶋市林572-1（TEL0299-69-1171）		１年	金属プラント保全科	15名
			電気プラント保全科	15名
			メカニカルデザイン科	15名
土浦産業技術専門学院 土浦市中村西根番外50-179 （TEL029-841-3551）		１年	ITシステム科	20名
		２年	機械技術科	20名
			コンピュータ制御科	20名
			自動車整備科	20名
筑西産業技術専門学院 筑西市玉戸1336-54（TEL0296-24-1714）		１年	FAロボット科	15名
			電気エンジニア科	15名
			溶接マスター科	15名

※ 令和９年度の訓練は下大野町庁舎で行います。

◆入試日程

（令和９年４月入学者）

区分		試験日	受付期間
一般入試	（B日程）	12/9(水)	11/12(木) ～ 12/2(水)

※応募方法他応募資格等の詳細については、各産業技術専門学院にお問い合わせください。

ハロートレーニング
急がば学べ

令和９年４月
県立情報テクノロジー大学校 入学生募集！

令和８年４月に県立産業技術短期大学校（県立ＩＴ短大）が進化し、大学校として新たなスタートを切りました！

★高度で実践的なカリキュラムで、県立 IT 短大の開校以来就職率 100%
★難関な国家試験(基本情報技術者試験)の合格者を多数輩出
★１クラス 20 人の少人数制、実戦経験豊富な指導スタッフ
★IoT、AI などの最先端技術を学べる
★グローバル化への対応や、社会と連携した取り組みを強化



詳細は、情報テクノロジー大学校 HP をご覧ください。
多くの皆様のご応募をお待ちしております！

◆施設・定員

施設	茨城県立情報テクノロジー大学校（旧：産業技術短期大学校（県立ＩＴ短大）） 所在地　〒311-1131　水戸市下大野町 6342 ＴＥＬ　029-269-5500 交 通　大洗鹿島線常澄駅下車徒歩７分
定員・課程 コース	【専門課程】２年間　100 人 情報システム科・情報処理科

◆入試日程
【専門課程】定員 100 人

選考区分	試験日	受付期間
① 高等学校等既卒者自己推薦入学者選考試験 ② 事業主推薦入学者選考試験	12/19(土)	11/25(水) ～ 12/9(水)
③ 一般入学者選考試験 前期	12/17(木)	11/20(金) ～ 12/7(月)
④ 一般入学者選考試験 中期	2 / 3(水)	1/12(火) ～ 1/26(火)
⑤ 一般入学者選考試験 後期	3/12(金)	2/19(金) ～ 3/5(金)

◆学費

入学料	【専門課程】	①126,750 円（令和８年４月１日以前から引き続き県内に住所を有する者） ②195,000 円（①以外の者）
授業料		392,800 円（年額）

授業料免除	多子世帯の方や、経済的な理由により授業料の納付が困難な学生で一定条件を満たす方は、授業料等の免除が受けられます。
その他	教科書代、各種用具等の諸経費が必要です。

※　詳細については情報テクノロジー大学校ホームページ（学生募集要項）を参照してください。
情報テクノロジー大学校ホームページ **http://www.ibaraki-it.ac.jp/**

HP

茨城県働き方改革優良企業

茨城県働き方改革推進企業

茨城県働き方改革優良企業認定



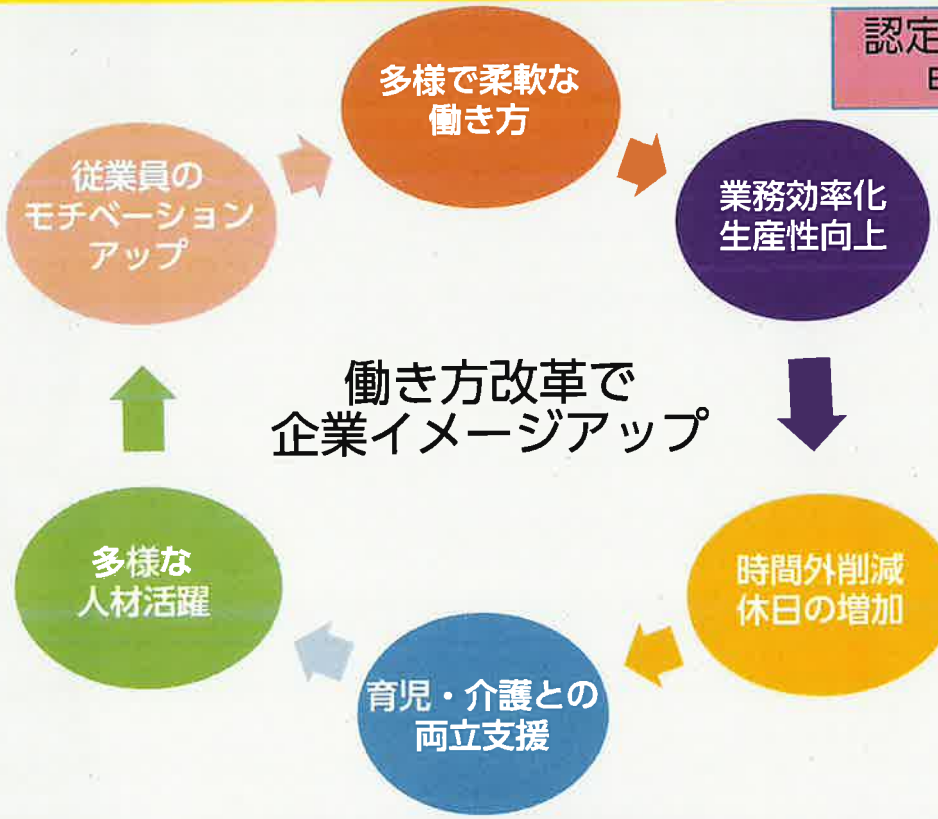
働き方改革優良企業認定制度とは？

すべての労働者が働きやすい環境づくりに向けて、「働き方改革」に積極的に取り組み、取組実績が優れた企業を認定する制度です。認定企業の人材確保を支援するため、県は認定企業の取組内容を周知します。

多様な働き方や業務効率化などの働き方改革に取り組み、自社の PR と魅力アップを目指しましょう。

主なメリット：茨城県建設工事及び物品調達入札参加資格審査における評価点数の加点を受けられます

認定企業募集！
申請無料









問合せ先：茨城県産業戦略部労働政策課　労働経済・福祉グループ
TEL　029-301-3635　E-mail　rosei1@pref.ibaraki.lg.jp

認定の流れ

※詳しい申請方法は茨城県ポータルサイトをご覧ください

「いばらき女性活躍・働き方応援協議会」の会員登録
※４ページ参照

→

「働き方改革優良企業認定制度」の申請書類の提出（メールのみ）

→



認定証の交付
（有効期限は3年間）
※3年ごとに更新が必要です

→



認定企業をポータルサイトで公表

認定は2種類、主な認定基準はこちら

推進企業認定

（1～3で各2点以上　1～5で合計26点以上（従業員100人以上は30点以上））

必須項目
1．多様な働き方を実現するための制度がある （例）テレワーク制度、フレックスタイム制、時差出勤制度、短時間正社員制度、休暇制度（年休除く）
2．業務の効率化や生産性の向上に取り組んでいる （例）作業マニュアルの作成、ICT 導入による負担軽減、人材育成のための研修、営業時間の見直し
3．女性・高齢者・障害者、外国人、LGBT などの多様な人材の活躍に取り組んでいる （例）ユニバーサルトイレの設置、多様な人材採用
加点項目
4．上記のほか、働き方改革の促進に取り組んでいる （例）メンタルヘルス研修の実施、相談窓口の設置（パワハラなど）、ノー残業デーの設定、資格取得支援
5．各種制度の利用について実態把握を行い、運用の強化に取り組んでいる

優良企業認定

（推進企業認定に加えて、6～11のうち最低1項目以上で点数獲得、1～11の合計で30点以上（従業員100人以上は35点以上））

6．直近１年間での正社員の総実労働時間または所定外労働時間が産業平均と比較し一定以下（１人あたり１か月平均）
7．直近１年間での正社員の平均週労働時間 60 時間以上の労働者割合が一定以下
8．直近１年間での正社員の年次有給休暇取得率または平均取得日数が産業平均と比較し一定以上
9．直近３年間の平均離職率が産業平均と比較し一定以下
10．直近３年間に出産した女性従業員のうち、継続就労している割合が一定以上
11．直近３年間に配偶者が出産した男性従業員のうち、育児休業取得率が一定以上
特例．平時よりテレワーク（在宅勤務、サテライトオフィス、モバイルワーク）を就業形態として運用し実績がある

茨城県働き方
改革推進企業





推進企業認定のメリット

求人

・ハローワークの求人票に推進認定企業であることを記載して企業のイメージアップが図れます
・県が運営する求人サイト「いばらき就職チャレンジナビ」で働き方改革を推進する企業の特集ページにて紹介します
・茨城県企業支援型奨学金返還支援事業において、補助上限人数の優遇が受けられます(R8より追加)
・本認定を県内高校・大学に周知し、人材確保を支援します(R8より追加)

企業イメージ

「あなたにエール！いばらき女性活躍・働き方応援ポータルサイト」で認定企業として公表し、取組内容を紹介します

事業資金融資

茨城県の実施する中小企業融資制度（雇用促進等支援融資）の対象となります

茨城県建設工事及び物品調達入札参加資格審査における評価点数の加点

茨城県建設工事及び物品調達入札参加資格審査における評価点数の加点を受けられます

認定ロゴマーク

名刺や自社HPで使用でき、推進認定企業であることを周知できます

令和8年7月現在

茨城県働き方
改革優良企業



優良企業認定のメリット

推進企業認定のメリットに加えて

求人

・ハローワークの求人票に優良認定企業であることを記載して企業のイメージアップが図れます
・県が主催する就職面接会に優先的に参加できます

企業イメージ

・働き方改革に取り組む優良企業として自社をPRできます
・特に優れた取組について、リーフレットやセミナーにより県が積極的にPRします

認定ロゴマーク

名刺や自社HPで使用でき、優良認定企業であることを周知できます

令和8年7月現在

認定企業の主な取組

株式会社鯉淵工業（水戸市／建設業）

資格取得に係る費用の支援など、資格取得に挑戦しやすい環境整備を行うことで、女性の国家資格取得者が増え、業務の効率化につながりました。また、若手社員等の意見を聞き、クラウド上でのデータ共有など積極的にICTの導入を行ったことで、業務効率化が図られたとともに、育児や介護など、社員に合わせた柔軟な働き方・休み方が実現できました。

株式会社いわい（神栖市／卸売・小売業）

短時間勤務制度などの柔軟な働き方を取り入れることで、子育てをしながら課長として活躍するなど、働きやすい環境を実現しました。また、休暇申請をシステムで管理することにより、休暇を取りやすい環境づくりを行うことで、子供の学校行事等でも安心して休めるようになるとともに、子供の成長に合わせてパートから正社員になるなど、女性が活躍できる環境を実現しました。

社会福祉法人仁心会（水戸市／医療・福祉）

希望選択性の週休3日制を導入することで、夜勤を行う職員の負担軽減が図られるとともに、業務シフト作成時に有給休暇を調整し、休暇取得を促進することで休暇取得率が大幅に上昇しました。また、見守り機器、タブレット端末、介護ソフトなどICTの導入により時間外勤務の半減を実現しました。

いばらき女性活躍・働き方応援協議会

女性活躍・働き方改革に取り組む

会員企業を募集します。

対象：県内の企業・事業所

いばらき女性活躍
働き方応援協議会

茨城県では、企業、関係団体、行政が一体となって誰もが多様な働き方を実現できる環境づくりを進めるとともに、働きがいを実感できる職場環境や、女性が輝く社会の実現を目指して「いばらき女性活躍・働き方応援協議会」を運営しています。

本協議会の趣旨に賛同いただける企業の皆様からのご応募をお待ちしています。

会員登録のメリット

会費無料

- 女性活躍・働き方改革に取り組む企業として、ロゴマークをホームページや名刺などに利用することができます。
- 「女性活躍」や「働き方改革」に関する法律改正や、各種助成金、研修会などの情報を毎月メールマガジンでお知らせします。
- 女性の登用に積極的な企業を「女性リーダー登用先進企業」として表彰しています。

登録企業一覧はこちら
https://yell.pref.ibaraki.jp/council/member_company.html

※　働き方改革優良企業認定制度を申請する際、本協議会への登録が必須となります。

申請の際は、ポータルサイトに掲載されている様式をご使用ください。
また、原則メールでの提出をお願いいたします。

https://yell.pref.ibaraki.jp/council/recruitment_application.html
あなたにエール！～いばらき女性活躍・働き方応援ポータルサイト～
>いばらき女性活躍・働き方応援協議会　>　会員企業募集・申込

茨城県内企業の経営者・人事担当者向け



ワーク・ライフ・バランス

助成金活用

職場のイメージUP

採用獲得&定着率向上

男性育休取得促進研修

参加無料

多様な誰もが働きやすい職場へ

対面開催

令和8年 12/4 金 13:30～16:00（受付13:00～）

会場：茨城県三の丸庁舎　茨城県水戸市三の丸1-5-38

定員：20名（原則1社2名まで）

オンライン開催

令和8年 12/16 水 13:30～16:00（受付13:00～）

Zoom使用

定員：24名（原則1社2名まで）

参加条件

茨城県内に本社または事業所があること

講　師

セントワークス株式会社　一之瀬 幸生氏



男性も当事者として積極的に家事・育児に参画する時代となり、男性の育児休業取得も珍しくなくなりつつあります。自組織内で男性育休取得者が増えることは、職場のイメージ向上、採用獲得、定着率向上等につながり、多様な社員の誰もが働きやすい職場環境へと変化を遂げるきっかけとなります。育児・介護休業法について理解を深め、取得希望者が安心して休業を取得し、同僚も安心して送り出せるよう、社内の風土・環境・制度を見直してみませんか？

研修内容

- ＜制度紹介／茨城労働局より＞育児・介護休業法の概要・要点の紹介
- 社会環境の変化
- 男性育休への葛藤と理解
- 男性育休とウェルビーイング経営
- ケーススタディ
- これからのチームマネジメント（イクボスマネジメント）

詳細・申込はこちら

https://www.sekisho-career.co.jp/event/R8ibaraki_ikukyu/

内容は急遽変更となる場合があります。最新の情報は詳細ページにてご確認ください。

申込締切

対面▶令和8年11月27日(金)

オンライン▶令和8年12月2日(水)

※先着順にて受付、定員に達し次第、締切

主 催：茨城県　いばらき女性活躍・働き方応援協議会

令和８年度女性管理職育成・男性育児休業促進研修及び女性ロールモデル交流会に係る実施等業務

詳細は裏面へ

男性育休取得促進研修

講師



セントワークス株式会社

一之瀬 幸生氏 Sachio Ichinose

育休取得実績あり　時短勤務中

旅行会社時代、家庭を大切にしながら働く人々と接するたびに恒常的な長時間労働が慢性化している当時の日本人の働き方に疑問を持ち、職場で働き方改革を進める。2013年ワーク・ライフバランスを普及したいとセントワークスに入社。企業、自治体などへワーク・ライフバランスサービスを提供。ファザーリング・ジャパン講師としても活動。第一子の出産時に育休を数日取得。それでは足りなかったことがわかり、第二子の出産時に1カ月育休を取得。現在は、短時間勤務をし、妻と協力して育児・家事を行う。公私で男性育休を応援。

登壇実績(官公庁事業)

■埼玉県　■東京都　■新宿区　■大阪市　■仙台市　その他多数（女性活躍推進、働き方改革、男性育児休業促進　等）

会場参加者用　アクセスMAP

〒310-0011 茨城県水戸市三の丸1丁目5－38　3F

会場：茨城県三の丸庁舎 3F 共用会議室A



- お車でお越しの方は三の丸駐車場をご利用ください。
 なお、駐車料金の無料化に必要となるため、
 駐車券は会場までお持ちください。
- 状況により満車になる場合もありますのでご了承ください。
- 満車の場合は近隣の有料駐車場をご利用ください。

オンライン参加者用　参加方法

WEB会議システムZoomを利用し、
インターネット上で実施します。
PC等にZoomをインストールできない場合、
ブラウザでもアクセスしていただけます。

PC準備

パソコンと、カメラおよび
マイク(外付け可)をご用意ください。



発言あり

発言していただく場面があるので、
声を出せる環境でご受講ください。



撮影禁止

研修の録画・録音、資料の二次利用・
内容のSNS等への投稿は禁止です。



詳細・申込はこちらから≫

下記専用フォームからお申込みください▼

https://www.sekisho-career.co.jp/event/R8ibaraki_ikukyu/

※内容は急遽変更となる場合があります。最新の情報は詳細ページにてご確認ください。

ポータルサイトのご案内

あなたにエール！
～いばらき女性活躍・働き方応援ポータルサイト～

あなたにエール！ いばらき女性活躍・働き方応援ポータルサイト

働き方改革や女性活躍に関する県内企業の取組状況や優良事例、各種支援策等を発信しています。お役立ち情報満載、あなたの働き方改革を応援します！ https://yell.pref.ibaraki.jp/

お問合せ先(業務委託先)：株式会社セキショウキャリアプラス　研修運営事務局

〒305-8515　茨城県つくば市東新井12-2

kenshu@sekisho-career.co.jp　FAX：029-855-5180

029-860-5080
(受付／平日9：00～17：30)

[この事業は、茨城県より株式会社セキショウキャリアプラスが委託を受け、運営しております。]　当社はプライバシーマークの付与事業者です。10862702(04)



リーダーになることへの不安を解消したい

女性部下にリーダーになってほしいが本人が消極的

育成力・マネジメント力を高めたい

上司・部下と価値観を共有して理解を深めたい

＼働く女性を応援／ キャリアデザイン＆インクルーシブマネジメント研修

参加無料

多様な誰もが働きやすいインクルーシブな職場づくりを目指して、女性社員のキャリア上の悩みを解消し、キャリアアップ・スキルアップのヒントを得るための研修です。

申込条件 茨城県内に本社または事業所があること

共通 定員：❶❷：オンライン／各回20名、対面／各回24名まで　❸：オンライン／16組、対面／20組（上司と部下のペアで参加）※原則1社2名まで

対面開催会場：茨城県三の丸庁舎（水戸市三の丸1-5-38）　オンライン形式：Zoom（ミーティング）

❶管理職候補の女性社員向け研修

管理職になる上での不安を解消し、自身の強みや価値観を活かしたリーダーシップスタイルを形成し、マネジメントスキルの向上を目指します。※DAY1・DAY2のセットでご参加ください。

対面開催	オンライン開催
DAY1 令和8年10/7（水）＋ DAY2 令和8年10/26（月）	DAY1 令和8年10/21（水）＋ DAY2 令和8年11/13（金）
時間：13：00～17：00（受付・入室可12：30～）	
締切：令和8年9/24（木）	締切：令和8年10/7（水）

講師　株式会社キャリアアンドブリッジ 取締役　遠藤 和氏

対象
管理職候補、中堅層の女性社員



❷女性部下を持つ管理職向け研修

多様な価値観や働き方への理解を深め、自身のマネジメントスタイルやジェンダーバイアスを振り返り、多様な部下一人ひとりに応じたかかわり方を習得します。

対面開催	オンライン開催
令和8年11/16（月）	令和8年11/27（金）
時間：13：00～17：00（受付・入室可12：30～）	
締切：令和8年11/2（月）	締切：令和8年11/13（金）

講師　セントワークス株式会社　一之瀬 幸生氏

対象
女性部下をマネジメント・育成する管理職の方



❸上司と部下の相互理解研修

上司と部下がペアで参加し、世代・立場による価値観の違いや、仕事観・キャリア経験を共有することでお互いの多様性を理解し、心理的安全性を高め、インクルーシブな職場づくりを目指します。

対面開催	オンライン開催
令和9年1/13（水）	令和9年1/25（月）
時間：13：00～17：00（受付・入室可12：30～）	
締切：令和8年12/25（金）	締切：令和9年1/12（火）

講師　株式会社キャリアアンドブリッジ 取締役　遠藤 和氏

対象
- 同じ組織内で働く、上司と部下の方（ペアで参加）
- ペアのいずれかまたは両方が女性であること



研修内容詳細・申込はこちら

https://www.sekisho-career.co.jp/event/R8-career-design/

内容は急遽変更となる場合があります。
最新の情報は詳細ページにてご確認ください。
※先着順にて受付、定員に達し次第、締切

主催：茨城県　いばらき女性活躍・働き方応援協議会

令和８年度女性管理職育成・男性育児休業促進研修及び女性ロールモデル交流会に係る実施等業務

詳細は裏面へ

＼働く女性を応援／ キャリアデザイン&インクルーシブマネジメント研修

講師

株式会社
キャリアアンドブリッジ
取締役

Kazu Endo
遠藤 和氏



大手情報出版会社の地域活性事業部にて省庁、地方自治体のコンサルティング事業に従事。独立後は、全国の大学等でのキャリア開発支援・大手企業内での女性のキャリアデザインセミナー・メンター研修に携わる等、実績多数。

担当 ❶ 管理職候補の女性社員向け研修 ❸ 上司と部下の相互理解研修

セントワークス
株式会社

Sachio Ichinose
一之瀬 幸生氏



旅行会社時代、家庭を大切にしながら働く人々と接するたびに恒常的な長時間労働が慢性化している当時の日本人の働き方に疑問を持ち、職場で働き方改革を進める。2013年ワーク・ライフバランスを普及したいとセントワークスに入社。企業、自治体などへワーク・ライフバランスサービスを提供。ファザーリング・ジャパン講師としても活動。

担当 ❷ 女性部下を持つ管理職向け研修

会場参加者用 アクセスMAP

〒310-0011 茨城県水戸市三の丸1丁目5－38 3F

会場：茨城県三の丸庁舎 3F 共用会議室A



- お車でお越しの方は三の丸駐車場をご利用ください。
 なお、駐車料金の無料化に必要となるため、
 駐車券は会場までお持ちください。
- 状況により満車になる場合もありますのでご了承ください。
- 満車の場合は近隣の有料駐車場をご利用ください。

オンライン参加者用 参加方法

WEB会議システムZoomを利用し、
インターネット上で実施します。
PC等にZoomをインストールできない場合、
ブラウザでもアクセスしていただけます。

PC準備

パソコンと、カメラおよび
マイク(外付け可)をご用意ください。



発言あり

発言していただく場面があるので、
声を出せる環境でご受講ください。



撮影禁止

研修の録画・録音、資料の二次利用・
内容のSNS等への投稿は禁止です。



詳細・申込はこちらから≫

下記専用フォームからお申込みください▼

https://www.sekisho-career.co.jp/event/R8-career-design/

※内容は急遽変更となる場合があります。最新の情報は詳細ページにてご確認ください。

ポータルサイトのご案内



あなたにエール！ いばらき女性活躍・働き方応援ポータルサイト

働き方改革や女性活躍に関する県内企業の取組状況や優良事例、各種支援策等を発信しています。お役立ち情報満載、あなたの働き方改革を応援します！ https://yell.pref.ibaraki.jp/

お問合せ先（業務委託先）：株式会社セキショウキャリアプラス 研修運営事務局

〒305-8515 茨城県つくば市東新井12-2
kenshu@sekisho-career.co.jp FAX：029-855-5180
029-860-5080
（受付／平日9:00～17:30）

[この事業は、茨城県より株式会社セキショウキャリアプラスが委託を受け、運営しております。] 当社はプライバシーマークの付与事業者です。10862702(04)

茨城県障害者雇用優良企業を募集しています！

県では、障害者の雇用に積極的に取り組む企業等を「茨城県障害者雇用優良企業」として認定しています。「障害のある方に優しい事業所」として広く知られることにより、企業のイメージアップにつながることが期待できます。
障害者雇用に取り組まれている企業の皆さまの応募をお待ちしています。

1 認定のメリット

・認定証の交付（３年間有効）
・認定マークを会社のPRに活用（HP・名刺等）
・企業の取組を県HPやパンフレットで紹介
・県建設工事入札参加資格審査の技術等評価項目加点
・県中小企業融資制度（雇用促進等支援融資）の対象
・県主催就職面接会の優先参加
・ハローワーク求人票に認定企業である旨記載　　等

いばらき
障がい者雇用優良企業

2 認定基準

（１）県内に本社があること又は本社は県外だが、県内の公共職業安定所に障害者雇用状況報告書を提出していること。
（２）障害者雇用率が法に基づく算定方法により3.0%を達成していること、又は過去３年間において法定雇用率を達成していること。なお、常用雇用労働者が37.5人未満の企業等においては障害者を１名以上雇用していること。
（３）裏面に掲げる４つの大項目において、それぞれ中項目１つ以上の取組を行っていること。
（４）特例子会社及び障害者就労施設等でないこと。
（５）申請日から過去１年以内に労働関係法令違反その他の認定にふさわしくない重大な事実がない者であること。
（６）企業の役員又は関係者が茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第２条第１号又は同条第３号に規定する者でないこと。

3 申請方法

茨城県障害者雇用優良企業認定申請書（様式第１号）に、以下の３つの書類を添えて、ご提出ください。
（１）公共職業安定所に提出した直近の障害者雇用状況報告書の写し。ただし、常用雇用労働者数が37.5人未満である企業にあっては、雇用する障害者の障害者手帳の写し
（２）誓約書（様式第２号）
（３）その他、知事が必要とする書類
※手続きおよび様式は県HPに掲載しておりますので、ご利用ください。

茨城県産業戦略部労働政策課　Tel:029-301-3645
Mail：rousei2@pref.ibaraki.lg.jp

茨城県障害者雇用優良企業認定企業取組項目

大項目			中項目	内　容	具体的な取組例
働きやすさ	職場環境	1	設備・環境	障害者に配慮した職場環境となっている。	バリアフリー化・手すり・スロープ等の整備・通勤の配慮等
		2	作業効率化	誰もが作業できるような工夫がなされている。	作業内容の単純化・作業手順書等の整備等
		3	安全衛生	障害者が安全に作業を行えるよう配慮がなされている。	事故防止対策・安全装置の導入等
	雇用	4	労働時間 休暇制度	障害者に配慮した労働時間・休暇制度が設けられている。	短時間・短日数勤務・休憩時間の延長等
		5	正社員雇用	障害者を正社員として雇用している。	申請日時点で１名以上正社員で就労している障害者が在籍
		6	継続就業	障害者が離職せず長期間就労している実績がある。	申請日時点で３年以上継続就労している障害者が在籍
	人的環境	7	職員の理解促進	職場で障害者への理解促進のための取組を実施している。	職場研修会の実施・障害者職業生活相談員の資格取得・配置等
		8	コミュニケーション	障害者とのコミュニケーションを図るための工夫がなされている。	相談担当者の配置・連絡帳・手話取得勉強会・面談・声かけ運動等
		9	福利厚生	障害者が楽しく健康的に働ける取組を実施している。	レクリエーション・健康診断の実施等
積極性	姿勢	10	研修生の受入	障害者の職場実習受入を実施している・実施した。	申請日から過去５年以内に特別支援高等学校生徒の受入・県の委託訓練・トライアル雇用等の登録や活用
		11	各種事業への参加	障害者を雇用するために就職面接会や各種セミナー等へ参加している・参加した。	申請日から過去５年以内に障害者就職面接会への参加実績がある・障害者雇用促進セミナー等への参加実績がある
		12	新規採用	障害者を積極的に採用している・しようとしている。	申請日から過去５年以内に障害者の採用実績がある、申請日から過去５年以内に求人登録をしている

茨城県障害者雇用優良企業認定企業一覧（令和８年４月末日現在）

認定件数	法人名	所在地
1	筑波乳業(株)	石岡市
2	栗田アルミ工業(株)	土浦市
3	JR水戸鉄道サービス(株)	水戸市
4	京三電機(株)	古河市
5	(株)カシマ	かすみがうら市
6	三共貨物自動車(株)	筑西市
7	(社福)あかね会	北茨城市
8	高浪化学(株)	結城郡八千代町
9	日和サービス(株)	日立市
10	横関油脂工業(株)	北茨城市
11	(株)ハラキン	鹿嶋市
12	(株)サンワーク	常総市
13	(株)幸和義肢研究所	つくば市
14	(社福)尚生会	笠間市
15	(社福)芳香会	古河市
16	(株)カスミ	つくば市
17	(株)南海工業	坂東市
18	関彰商事(株)	つくば市
19	(株)アドバンス・カーライフサービス	つくば市
20	金砂郷食品(株)	常陸太田市
21	(株)ヴィオーラ	水戸市
22	(株)サンユーストアー	北茨城市

認定件数	法人名	所在地
23	(社福)木犀会	笠間市
24	いばらきコープ生活協同組合	小美玉市
25	(株)ケーズホールディングス	水戸市
26	日立建機ロジテック(株)	土浦市
27	(株)常磐谷沢製作所	北茨城市
28	(社福)ナザレ園	那珂市
29	(医)それいゆ会	高萩市
30	(株)染谷工務店	常総市
31	勝田環境(株)	ひたちなか市
32	(社福)博慈会	牛久市
33	(株)カツタ	ひたちなか市
34	日本畜産振興(株)	取手市
35	トキワ建設(株)	水戸市
36	常南物流サービス(株)	取手市
37	(株)つくば電気通信	土浦市
38	山下工業(株)	境町
39	(株)サクセス	常総市
40	日本製紙リキッドパッケージプロダクト(株)	五霞町
41	(社福)祥風会	土浦市
42	(社福)勇成会	水戸市
43	(株)上杉物産	神栖市

採用の新しい武器。
茨城県の公式認定を受けて、貴社の魅力をアピールしませんか？

外国人受入
優良企業等認定制度

IBARAKI PREFECTURE CERTIFICATION SYSTEM FOR
EXCELLENT COMPANIES ACCEPTING FOREIGN WORKERS

本制度は、地域と共生しながら、企業の更なる成長に貢献する
優秀な外国人の受入れ・定着を図るとともに、企業の意識改革を促すことを目的に、
外国人が共に活躍できる職場づくりにおいて、優れた取組や先進的な取組を行う企業を認定するものです。
今年度の募集を開始いたしましたので、企業の皆様におかれましては、ぜひエントリー（申請）をご検討ください。

認定のメリット１

県による公表・PR支援

企業名や取組内容が広く公表され、
企業の社会的な評価や信用度が向上します

認定のメリット２

認定マークの活用

認定マークを名刺、会社案内、求人広告、
ウェブサイト等で積極的に使用できます

認定のメリット３

県融資制度の対象

一定要件を満たす場合、県で実施する
雇用促進等支援融資の対象となります

認定のメリット４

就職面接会 優先参加

県が主催する就職面接会などに
優先的に参加できます

申請要件

「茨城県内に本社、本店または事業所等を置く企業（個人、団体を含む）であること」等の 13 項目の全てを満たしていること

締切

2026.11.20 FRI

認定基準

❶ 優良企業

人材確保や、地域との共生・交流等に係る項目（全17小項目）のうち、
８割（14 項目）以上を満たしていること

❷ 先進企業

上記❶の要件を満たし、かつ、外国人を役員に登用している、
または複数人の外国人を管理職に登用していること

申請手続き等の詳細は県ホームページをご覧ください

お問い合わせ　茨城県外国人材支援センター　029-239-3304　info@ifc.ibaraki.jp

申請要件

次の全てに該当すること

1. 茨城県内に本社、本店又は事業所等を置く企業（個人、団体を含む）であること。
2. 茨城県外国人材適正雇用推進宣言を行い、所定の様式により知事に申し出ていること。
3. 企業の役員又は関係者が茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36条）第２条第２号又は同条第３号に規定する者でないこと。
4. 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
5. 茨城県税に未納がない者であること。
6. 過去３年間において、出入国又は労働に関する法令に関して不正又は著しく不当な行為をしていないこと。
7. 労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱をしていないこと。
8. 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号)第28条に基づき、新たに外国人を雇い入れた場合又は雇用する外国人が離職した場合に、当該状況を厚生労働大臣に届け出ていること。
9. 賃金等の労働条件について、内容を明らかにした書面等を交付するとともに、外国人が理解できる方法により、当該書面等を説明していること。
10. 社会保険について外国人が理解できる方法により説明を行ったうえで、適切に適用手続を行っていること。
11. 外国人が理解できる方法により、安全衛生教育を実施していること。
12. 労働災害防止のため、職場内にある標識・掲示等に外国人が理解できるよう図解を用いるなど、必要な措置を講じていること。
13. 評価・賃金決定、配置等の人事管理に関する運用の透明性・公正性を確保していること。

認定基準

① 優良企業
下表の全17小項目のうち、８割（14項目）以上を満たしていること

② 先進企業
上記①の要件を満たし、かつ、外国人を役員に登用している、または複数人の外国人を管理職に登用していること

大項目		小項目
1	人材確保	(1) 外国人留学生等を対象としたインターンシップや職場見学を積極的に受け入れている。 (2) 求人情報（求人票、募集サイト等）において、やさしい日本語を用いたり、写真や動画を活用したりするなど、外国人にとって分かりやすい情報発信に努めている。 (3) 採用時に、具体的なキャリアパスモデル（昇進・昇給のモデルケース等）や研修制度について明示し、将来の展望を共有している。 (4) 自社のウェブサイトやSNS等で、外国人が活躍する様子やインタビュー記事などを発信し、働く環境の魅力を伝えている。 (5) 海外の大学等と連携し、現地での採用活動や情報発信を行っている。
2	異文化理解	(6)日本人と共働するための異文化理解に係る取組を行っている。 (7)礼拝室の設置など宗教等に配慮している。
3	コミュニケーション	(8)社内規程等を多言語化している。 (9)外国人の宗教等に配慮しながら、社員間のコミュニケーションを促進している。 （定期的な懇談会の開催等）
4	社内の相談体制	(10)業務内容や職場での人間関係等を気軽に相談できる体制（メンター制度等）を整備している。
5	キャリアアップ	(11)本人の希望するキャリアの築き方と企業が求める役割の方向性を合致させるため、定期的なキャリア面談やライフプラン面談を実施し、キャリアアップできる環境づくりに努めている。
6	学習支援	(12)日本語学習やスキルアップ（技能試験等）のための情報提供、教材の無償提供（貸与）等を行っている。
7	手続き支援	(13)外国人及びその家族に対して、子どもの保育や教育、医療や介護等の情報提供を行い、必要に応じて、同行や手続き等の支援を行っている。 (14)社員寮や借り上げ社宅の整備、住居探しのサポートまたは賃貸物件の契約に係る連帯保証人となる等の支援を行っている。
8	生活支援に係る情報提供	(15)行政や国際交流協会等による外国人相談窓口などの生活支援に係る情報を提供している。
9	地域との共生・交流	(16)地域住民から理解が得られるよう生活マナーやゴミ出しのルール等について、定期的に確認・説明を行っている。 (17)外国人が地域社会での行事や活動に参加する機会を設けている。

DX推進・生産性向上・付加価値創出等に挑戦する中小企業者の皆様へ

デジタルスキル向上のため
の教育研修を支援します！

最大　１０万円補助（補助率１/２）

※10万円の補助を受けるには要件があります

詳細は裏面をチェック！

募集締切　令和９年１月２９日（金）まで

※**募集期間内であっても、予算満額に到達した場合は募集終了いたします**

※**補助金交付決定日以降に受講した研修等**が補助対象となります

※研修等の受講開始日から起算して**２１日前までに申請**してください（必着）

補助金活用研修例

※下記の研修例以外にも対象になる場合がありますので、お問い合わせください。

営業・販売・事務分野
- 顧客管理システム構築による顧客・売上データ等の管理
- 気象条件や売上実績等からＡＩによる発注数の自動算出
- ホームページ、SNS、YouTubeなどを活用した広報

製造分野
- 生産・販売管理システムによる受注から売上までの進捗管理

医療事務分野
- レセプトコンピュータによる診療報酬明細書作成
- 電子カルテによる患者情報の管理

輸送サービス分野
- 配送管理システムによる配送ルートの最適化や商品の追跡

農業分野
- IoTを活用した温度管理等による農作物栽培

旅行・観光分野
- 予約管理システムによるホテルや航空券のオンライン予約
- モバイル観光案内アプリによる観光地情報の発信

建設関連分野
- 3DCAD を使用した設計図面の作成
- ドローン測量×３D解析

理容・美容関連分野
- 予約システムの導入

介護・医療・福祉分野
- タブレットによる一連の業務実績や患者のバイタルデータの記録

調理分野
- 在庫管理システムによる食材や調味料の在庫管理

※事業と関連が認められれば、講座の組み合わせも可

デジタルスキル習得支援事業補助金

〒310−8555　茨城県水戸市笠原町978−6
茨城県産業戦略部産業人材育成課　人材育成グループ
TEL：029−301−3653
MAIL：rousei4@pref.ibaraki.lg.jp
県ホームページ↓
https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/shokorodo/sanjin/tyuusyoukigyou.html

詳細はこちら

― 対 象 等 ―

■**対 象 者** ：茨城県内に主たる事務所・事業所を有する事業者であり、県内においてDXの推進・生産性向上等に取組む中小企業・個人事業主
（いばらきリスキリング推進宣言企業が対象）
※対象者の要件は下記の県HPからご確認ください

■**事業目的**：**１．DX推進　２．生産性向上　３．付加価値創出・新分野進出**

■**対象経費**：DXの推進、生産性向上等に取組むために必要となるデジタルスキルに係る資格取得やスキルアップのための
教育研修費等（外部研修の受講料、外部講師の招へい費用(謝金、旅費)
※交付決定日から令和９年２月28日までの間に受講（支払含む）完了するものに限る

■**補 助 額** ：**最大１０万円（補助率１/２）**
※上限額の範囲内で、対象経費に補助率をかけた額が補助額になります

いばらきリスキリング推進宣言についてはこちらから▶▶▶
https://ibaraki-rs.jp/promotion/declaration/

■**必要書類等は下記の県HPからご確認ください。**
https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/shokorodo/sanjin/tyuusyoukigyou.html

※上記の目的のために、デジタルスキルを用いることが要件になります。

― 申 請 方 法 ―

〇郵　送（簡易書留等の送達過程の記録が残るもの）

郵送先：〒３１０－８５５５　茨城県水戸市笠原町９７８－６
茨城県産業戦略部産業人材育成課　人材育成グループ宛

詳細はこちら

〇いばらき電子申請・届出サービスによるオンライン申請

産業人材育成課ＨＰのリンクから、申請画面にアクセスできます

※先着順に受付いたします。

※募集期間内であっても、補助金交付申請額が予算額に到達し次第、募集終了とさせていただきます。

申請フロー

申請の受付	交付決定	研修等受講	実績報告	補助金交付
研修等の受講開始日の21日前まで(又は令和９年１月29日まで)	申請受付から２週間以内(申請書類に不備等がない場合)	令和９年２月28日まで(受講料等の支払いを含む)	全ての研修等の終了後30日以内(又は令和９年３月５日のいずれか早い日まで)	額の確定通知後、15日程度

※令和８年４月１日から起算して５年間は、研修等受講後の、交付申請書記載の事業計画の進捗状況について報告を求める場合がありますので、あらかじめご了承ください。

令和8年度茨城県認定リスキリング教育プログラム

人材育成で組織を変革する

デジタルリテラシー実践講座

実践力にこだわった経営層から実務担当者に向けた3つのコースにより、
現場を改善・変革させるデジタル人材を体系的に育成します

企業の新たな付加価値創出へ
ー デジタルを活用した戦略立案、業務改善、ツール活用までを幅広く習得 ー

このような企業におすすめ

- ☑ 社内のデジタル化を進めたいが、何から着手すべきか整理できていない
- ☑ 経営・現場・実務の足並みをそろえて、全社で成果につなげたい
- ☑ 人材育成を通じて、生産性向上と新たな付加価値創出を実現したい
- ☑ 生成AI、ノーコード、RPAなどを実際の業務改善に活かしたい

受講で得られる成果

- ☑ 自社のデジタル戦略計画書・デジタル化計画書の作成を通して、今後の取組むべきことが明確になる
- ☑ 戦略から実務の実施まで、全社的なデジタル推進体制が整う
- ☑ 現場課題を発見し、デジタルで解決策を提案・推進できる人材が育つ
- ☑ 講座で学ぶだけで終わらず、実際の業務にデジタルツールを活用するイメージができる

A.デジタル戦略 コース



対象：経営幹部

未来を見据えたデジタル戦略立案方法を学ぶ

B.デジタル活用 コース



対象：業務改善推進者

デジタルを活用した業務改善・生産性向上の進め方を学ぶ

C.デジタルツール コース



対象：業務担当者

実際の業務に対してデジタルツールの活用方法を学ぶ

申込締切　各コース開始日の1週間前まで
各コース開始日は、裏面をご覧ください

受講料（1名につき）

デジタル戦略コース（※）　16,500 円（税込み）
※事例企業見学の交通費が別途かかります
デジタル活用コース　16,500 円（税込み）
デジタルツールコース　11,000 円（税込み）

いばらきリスキリング推進宣言企業は半額でお申込みが可能です

いばらきリスキリング推進宣言制度
https://ibaraki-rs.jp/promotion/declaration/

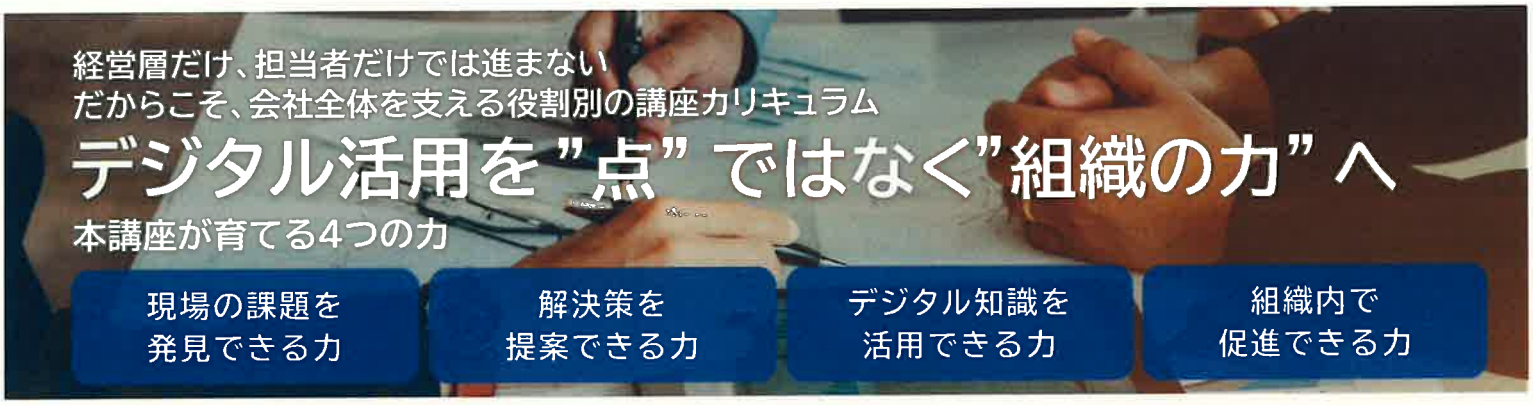
申込方法

下記のWebフォームから
お申し込みをお願いいたします。

https://forms.gle/FFW1gYU7X7pHkwvb9

主催　茨城県（担当：産業戦略部産業人材育成課）

お問合せ　特定非営利活動法人ITコーディネータ茨城
reskilling@itc-ibaraki.com



経営層だけ、担当者だけでは進まない
だからこそ、会社全体を支える役割別の講座カリキュラム

デジタル活用を”点”ではなく”組織の力”へ

本講座が育てる4つの力

- 現場の課題を発見できる力
- 解決策を提案できる力
- デジタル知識を活用できる力
- 組織内で促進できる力

／3つのコースで、デジタル化を推進

デジタル戦略、デジタル活用（業務改善）、ツール活用をそれぞれの役割に応じて学べます

	A.デジタル戦略コース	B.デジタル活用コース	C.デジタルツールコース
対象	経営幹部、営業・事業・IT推進部門責任者など	業務改善推進者、デジタル化推進担当者、個人事業主など	業務担当者、事務担当、個人事業主など
主な内容	デジタル利活用を全社戦略として位置づけ、計画立案や組織体制の構築を学ぶ。事例企業見学と戦略計画書の作成・発表を含む	デジタルを活用した業務改善・生産性向上の進め方を学ぶ。課題発見から対策実施、デジタル化計画書の作成・発表までを実践	生成AI、ローコード・ノーコード、RPAなどをハンズオンで学び、日々の業務に活用する力を身につける
実施形式	対面研修＋事例企業見学	対面研修	オンライン
日数・回数	4日間・計16時間 全2回	3日間・計12時間 全2回	4日間・計8時間 全3回
定員（※1）	各回　5社（※2）	各回　5社（※2）	各回　20名
費用（※3）	16,500円（税込み） 事例企業見学の交通費が別途かかります	16,500円（税込み）	11,000円（税込み）

※1 お申込受付は先着順とし、定員になり次第、締め切らせていただきます
※2 デジタル戦略コース、デジタル活用コースは、1社あたり2名以上の参加を推奨します（1名での参加も可能です）
※3 受講費用は、1名あたりの費用です。いばらきリスキリング推進宣言企業は半額でお申込みが可能です

／開催スケジュール・会場

お申し込みは、下表のコース毎に必要です　ex）デジタル戦略コースの1回目の場合、A-①となります

A.デジタル戦略コース

コース	実施回	日時		場所
A-①	1日目	2026/08/20	13:00-17:00	BIZcomfort セミナールーム③
	2日目	2026/09/03-04	終日	石川県（※4）
※定員充足	3日目	2026/09/24		
	4日目	2026/10/09	13:00-17:00	BIZcomfort セミナールーム③
A-②	1日目	2026/12/11		
	2日目	2027/01/14-15	終日	沖縄県（※4）
※定員充足	3日目	2027/02/19		
	4日目	2027/03/02	13:00-17:00	BIZcomfort セミナールーム③

※4 事例企業見学は、移動の関係上1泊2日になります

B.デジタル活用コース

コース	実施回	日時	場所
B-①	1日目	2026/09/14	BIZcomfort セミナールーム③
	2日目	2026/09/28	
	3日目	2026/10/14	
B-②	1日目	2026/12/08	
	2日目	2026/12/21	
	3日目	2027/01/25	

デジタルツールコース受講後にデジタル活用コースを受講するなど、複数コースの受講も可能です

C.デジタルツールコース

コース	実施回	日時		場所
C-①	1日目	2026/08/07	10:00-12:00	オンライン
	2日目	2026/08/25		
※定員充足	3日目	2026/09/04		
	4日目	2026/09/11		
C-②	1日目	2026/10/06		
	2日目	2026/10/13		
	3日目	2026/10/20		
	4日目	2026/10/27		
C-③	1日目	2027/01/19		
	2日目	2027/01/26		
	3日目	2027/02/08		
	4日目	2027/02/15		

お問い合わせはメールにて受け付けております
研修内容に関するご不明な点があればお気軽にお問い合わせください

reskilling@itc-ibaraki.com

ITC IBARAKI 特定非営利活動法人 ITコーディネータ茨城
https://www.itc-ibaraki.com

勤労者のための生活資金融資制度のご活用を！

茨城県では、中央労働金庫と提携し勤労者の方に必要な生活資金を低利で融資する制度を設けています。保証人はいりません（日本労信協保証）。

勤労者緊急生活資金融資制度

【対象者】 県内に1年以上居住又は勤務する勤労者で、現在の勤務先に勤続1年以上であり、前年税込年収が150万円以上ある方
【 使 途 】◆自己及び親族の冠婚葬祭費用（挙式、新婚旅行、葬式、墓地購入、成人式等）◆医療費（病気・入院手術、出産、歯科矯正等）◆教育（保育園・各種学校・塾を含む子どもの学校の入学資金、授業料等）◆災害・交通事故のため必要となった資金◆転居費用
【融資金額】100万円以内
【 利 率 】年利1.8%　別途保証料0.7%）
【 返 済 】5年以内（6ヶ月以内の元金措置期間を含む）

失業者等緊急生活資金融資制度

【対象者】 県内に1年以上居住又は勤務していた方で、次のいずれかに該当する方
・失業後6ヶ月以内で求職活動をしている方（ただし、雇用保険の受給資格があることが条件）
・勤務先から給料の遅配又は欠配を受けている方
【 使 途 】◆日常生活に必要な生活資金
【融資金額】50万円以内　　【利率】年利1.4%（別途保証料0.7%）
【 返 済 】5年以内（6ヶ月以内の元金措置期間を含む）

育児・介護休業生活資金融資制度

【対象者】 県内に1年以上居住又は勤務する勤労者で，現在の勤務先に勤続1年以上であり，前年税込年収が150万円以上ある方で，次のいずれかに該当する方
・勤務先の育児休業・介護休業制度を利用して，休業後復職することが確かな方
・子の看護休暇，又は介護休業を取得する方
・育児又は介護のための所定労働時間の短縮措置を利用する方
【 使 途 】◆期間中の生活費全般
【融資金額】100万円以内　※休業期間1ヶ月当たり10万円まで（5ヶ月の場合は50万円まで）
【 利 率 】年利1.7%（別途保証料0.7%）
【 返 済 】5年以内（1年以内の元金措置期間を含む）

融資金利は、令和８年10月1日現在の利率です。予告なく変更する場合があります。
審査に必要な書類等は、下記までお問合せください。

＜お借入申込み＞中央労働金庫県内各支店
＜お問い合わせ＞中央労働金庫茨城県本部（Tel:029-221-4181）
茨城県労働政策課　　（Tel:029-301-3635）

「あなたにエール！～いばらき女性活躍・働き方応援ポータルサイト～」

茨城県では、働き方改革や女性活躍に関する県内企業の取組状況や優良事例、各種支援策等を発信するポータルサイトを運営しております。

働き方改革や女性活躍を進めたいと考えている企業経営者・人事担当者、仕事と家庭を両立しながら働きたいと考えている方、管理職になることに不安を感じている働く女性など、県内で働く皆さまに様々な情報を発信し応援します。

（１）掲載情報

○働き方改革優良（推進）認定企業の取組紹介
○女性リーダー登用先進企業表彰受賞企業の取組紹介
○県内企業で活躍する女性ロールモデルへのインタビュー
○働き方改革や女性活躍の先進的な取組をしている企業代表者へのインタビュー
○「いばらき女性活躍・働き方応援協議会」会員企業の女性活躍推進に関する取組状況の見える化（女性管理職の割合、男性の育児休業等の取得率、時間外勤務時間数）
○国、県、市町村の各種セミナー、助成制度、認定制度等の情報
○各種セミナー、助成制度、認定制度等の情報

（２）ＵＲＬ　　https://yell.pref.ibaraki.jp/

（３）特徴

- ◆ これから取組を進めたいと考えている企業様が参考にしやすいように、様々な業種・従業員規模の優良事例を紹介
- ◆ 働き方改革、女性活躍に取り組み始めたきっかけや進め方など、企業経営者等が取り組む上で、参考になるお話しをまとめた企業代表者へのインタビューを掲載
- ◆ 身近に働く女性のロールモデルがいない方に、仕事と家庭の両立や管理職として働くことについて、県内企業で活躍する女性へのインタビューを掲載

（４）リンク　　各団体様、企業様のＨＰにリンクのご掲載をお願いいたします。
リンクを掲載いただける場合は、下記バナーデータをお送りできます。
ご希望される場合は、下記のお問合せ先までご連絡をお願いします。





（５）お問い合わせ先　　茨城県産業戦略部労働政策課　労働経済・福祉Ｇ
TEL 029-301-3635　Mail:rosei1@pref.ibaraki.lg.jp


あなたにエール！ ～いばらき女性活躍・働き方応援ポータルサイト～
文字サイズ 小 中 大
背景色 白 黒
トップページ
本サイトについて
働き方改革
女性活躍
いばらき女性活躍・働き方応援協議会
表彰・認定
インタビュー
セミナー&イベント
各種支援策
メールマガジン
あなたにエール！
～いばらき女性活躍・
働き方応援ポータルサイト～
優良企業インタビュー
株式会社鯉渕工業
News お知らせ
一覧へ
2026.09.25 管理職候補の女性社員向け研修の申込締切を延長しました！
2026.09.24 ★NEW★ 女性ロールモデル交流会 参加者募集中！
2026.09.14 ★NEW★メールマガジン「2026年9月第2号」発行いたしました
2026.09.14 ★NEW★メールマガジン「2026年9月第1号」発行いたしました
2026.09.01 ★ＮＥＷ★ 中小企業等向け「いばらき賃上げ応援セミナー&個別相談会」を開催します！
Link 関連リンク
女性の活躍・両立支援 総合サイト
女性応援 ポータルサイト
カエル！ジャパン
仕事と家庭、両立しよう！ 両立支援のひろば
MEN
Seminar & Event セミナー&イベント
（対面）10.7、10.26 （オンライン）10.21、11.13 募集中
管理職候補の女性社員向け研修
管理職になる上での不安を解消し、自身の強みや価値観を活かしたリーダーシップスタイルを形成し、マネジメントスキルの向上を目指します。
（対面）11.16（オンライン）11.27 募集中
女性部下を持つ管理職向け研修
多様な価値観や働き方への理解を深め、自身のマネジメントスタイルやジェンダーバイアスを振り返り、多様な部下一人ひとりににたたかかわり方を習得します。
（対面）12.4（オンライン）12.16 募集中
男性育児休業取得促進研修
社員・部下が男性育休の取得予定がある、または男性育休の社内制度の整備を進めたい企業の経営者や担当者の方向けの研修です。
（対面）R9.1.13（オンライン）R9.1.25 募集中
上司と部下の相互理解研修
上司と部下がペアで参加し、世代・立場による価値観の違いや、仕事観・キャリア経験を共有することでお互いの多様性を理解し、心理的安全性を高め、インクルーシブな職場づくりを目指します。
女性ロールモデル交流会
（対面）R9.1.22 募集中
女性ロールモデル交流会
当地域内企業で活躍する女性ロールモデルが、自身の体験談や悩みの乗り越え方等、女性管理職としてのリアルな声をお届けします。ロールモデルの体験談から、自身の悩みを解消し、キャリアの選択肢を広げてみませんか？
別のセミナー&イベント一覧
Interview インタビュー
働き方改革・女性活躍優良企業
社会福祉法人 ○○会
理事長 ○○ ○○さん
株式会社 ○○建設
代表取締役 ○○ ○○さん
株式会社小野写真館
代表取締役 小野 ○人さん
社会福祉法人 海の里
理事長 ○松 ○子さん
働き方改革・女性活躍優良企業
女性ロールモデル
株式会社○○
執行役員 経営企画室 部長 ○○ ○子さん
2005年(株)○○に入社。2014年に海外営業部海外第一課長に就任して以来、営業推進企画課長、生産管理部次長、経営企画室副部長などを経て、…
○○○上業株式会社
マネージャー ○花 ○美さん
2003年横関油脂工業株に研究職として入社。入社当初から研究開発部に在籍し、製品開発を担当。2019年から現職である研究開発部マネージャー…
株式会社八千代商事
取締役副社長 ○地 ○美さん
1976年生まれ・東京都出身。法政大学社会学部卒。国会議員事務所へ勤務。夫が家業を引き継ぐことになり2006年より日立市へ移住。小学生から…
株式会社MVサービス
代表取締役 松○ ○子さん
静岡県三島市出身。夫はサラリーマン、娘は大学生、息子は社会人。株式会社MVサービス代表取締役、一般社団法人わくわく人生デザインラボ代表理事…
女性ロールモデル

日常に、
グッとプラス
自分時間！







いばらき
働き方改革

推進月間

8月・11月

ノー残業デーや**仕事の見直し**、
テレワークや**時差出勤**など、
できることから取り組みましょう

ひとつ、働き方を
変えてみよう

詳しくは　あなたにエール 茨城　検索

【お問い合わせ先】

茨城県産業戦略部労働政策課　労働経済・福祉グループ

TEL：029-301-3635　E-mail：rosei1@pref.ibaraki.lg.jp

いばらき労働相談センターのご案内

●賃金や休業手当の不払い、一方的な解雇や配置転換、パワーハラスメント、職場でのいじめなどといったトラブルで悩まれていませんか。

●いばらき労働相談センターでは、職場のトラブルや労使問題でお困りの方のために、専門の相談員による相談や情報提供を通じて問題解決のお手伝いをしています。

●秘密は厳守いたしますので、一人で悩まずに、ぜひご相談ください。
ご相談は、電話のほか、面談、メールで受け付けています。
※メールでのご相談の場合には、折り返しのお電話をさせていただきますので、電話番号の記載をお願いいたします。

●なお、各地区就職支援センター（県北、日立、鹿行、県南、県西）内での出張面談についても、日程調整のうえ行っていますので、センター（029-233-1560）へご連絡ください。

相 談 窓 口

開　設　日　時：月曜日 ～ 金曜日：9:00～19:00（相談受付は 18:30 まで）
第２・第４土曜日：9:00～15:00（相談受付は 14:30 まで）
※第１・第３・第５土曜日、日曜日、祝日、年末年始は休業

場　　所：水戸市三の丸１－７－４１　いばらき就職支援センター２階

電　話　番　号：０２９－２３３－１５６０

メールアドレス：rodosodan@pref.ibaraki.lg.jp

主な相談内容：労働条件、採用、解雇・配置転換、賃金不払い、パワハラ、職場でのいじめ等

ホームページ：https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/rodosodan/sodan.html

～　いばらき就職支援センターをご利用ください　～

茨城県では、就職先をお探しの方やお困りの方を対象に、県内６か所に県の無料職業紹介機関「いばらき就職支援センター」を設置しています。

センターでは、キャリアコンサルタントの資格を持つ相談員が常駐し、就職相談やキャリアカウンセリング、職業紹介を行います。無料で利用できますので、ぜひお越しください。

【名称・所在地・連絡先】

①いばらき就職支援センター	所在地：水戸市三の丸 1-7-41 電話番号：029-300-1916
②県北地区就職支援センター	所在地：常陸太田市山下町 4119　県常陸太田合同庁舎内 電話番号：0294-80-3366
③日立地区就職支援センター	所在地：日立市幸町 1-21-2　日立商工会議所会館内 電話番号：0294-27-7172
④鹿行地区就職支援センター	所在地：鉾田市鉾田 1367-3　県鉾田合同庁舎内 電話番号：0291-34-2061
⑤県南地区就職支援センター	所在地：土浦市真鍋 5-17-26　県土浦合同庁舎内 電話番号：029-825-3410
⑥県西地区就職支援センター	所在地：筑西市二木成 615　県筑西合同庁舎内 電話番号：0296-23-3811

【相談時間・連絡先】

①	平日	９時～19 時（祝祭日及び年末年始を除く）
	第２、４土曜日	９時～16 時
②～⑥	平日	９時～16 時（祝祭日及び年末年始を除く）

【支援内容】

・相談員による就職相談、キャリカウンセリング等の各種相談対応
・職業紹介（紹介状の発行）、内職の紹介
・面接練習、履歴書等の書類添削指導
・就職面接会、就活セミナーの開催
・出張相談の実施（大子、北茨城、神栖、潮来、行方、稲敷、坂東）

いばらき就職支援センターホームページ
https://jobcafe.pref.ibaraki.jp/



【お問い合せ】茨城県産業戦略部労働政策課雇用促進対策室
TEL　０２９－３０１－３６４５



茨城県
地方就職学生支援事業
ご案内(補助金)

卒業・修了年度に東京圏内(東京、埼玉、千葉、神奈川)に在住していて、
都内に本部がある東京圏内の大学・大学院を
卒業見込みの方or卒業した方(卒業後1年以内)

茨城県へ就職・移住する際に要した費用を支援します！

※原則、勤務地が茨城県内に所在すること。ただし、市町村の判断により、勤務地が福島県、栃木県、埼玉県及び千葉県（埼玉県及び千葉県については、条件不利地域に限る。）内の場合も対象に含めることがあります。

①交通費補助

茨城県内企業への就職活動等に参加するために要した交通費として

4,260円(上限)を支援

②移転費補助

茨城県へ移住する際に要した引越し費用として

実費を支援

※移住に要した最低限の実費であることを証明できない場合は、実費又は66,000円のいずれか低い金額が上限

注意 本事業は移住(予定)先市町村が事業を実施している場合に活用することが可能です。
実施市町村・制度の詳細は、県HPをご確認ください。
(上記QRコード又は「茨城県地方就職学生支援事業」で検索)

お問い合わせ 茨城県産業戦略部労働政策課雇用促進対策室
TEL：029-301-3645 メール：rousei2@pref.ibaraki.lg.jp

主な対象要件

01　移住等に関する主な要件

- ☑ 大学・大学院の卒業・修了年度において、都内に本部がある大学等の東京圏内（東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県内で条件不利地域を除く）のキャンパスに在学（原則４年以上）し、当該大学等を卒業・修了していること。
 ただし、交通費については、在学中（卒業・修了見込み）の場合も対象とする。
- ☑ 大学・大学院の卒業・修了年度において、東京圏内に継続して在住していること。
- ☑ 本事業実施市町村に移住したこと。ただし、在学中に交通費の申請をする場合には、02で示す就職に関する要件を満たす企業等に就職することが内定している場合も対象とする。

02　就職に関する主な要件

- ☑ 卒業・修了後１年以内に、原則として茨城県内を勤務地とする企業に就職していること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日が１年以内であること。
 ※本事業実施市町村の判断により、勤務地が福島県、栃木県、埼玉県及び千葉県（埼玉県及び千葉県については、条件不利地域に限る。）内の場合も対象に含めることがあります。
- ☑ 原則、週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。

03　留意事項

- ☑ 卒業・修了後1年以内かつ就業開始後１年以内に移住先の市町村に申請すること。
- ☑ 本事業の申請先市町村へ移住後１年以内に他市町村に転出した場合や、就業開始日から1年以内に対象の職を辞した場合（退職日から３カ月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く）等は、支給した額の全額の返還が必要となります。
 ただし、申請先市町村から転出した場合でも、県内市町村への移動であれば、申請先市町村の判断によって、返還対象としない場合もあります。

上記要件の他にも満たすべき要件があり、詳細は市町村により異なりますので、詳しくは各市町村の窓口にご確認ください。

～ 茨城で働こう！君にぴったりの会社がここにある！～

令和8年度「元気いばらき就職フェア」を開催します！

令和８年度元気いばらき就職フェアを開催します。
県内事業所を 10～20 社程度集め、求職者は企業から求人の説明や面接を受けられます。
求職者の参加無料、予約不要です。 参加を希望される方は県のホームページをご確認ください。

記

１　開催日・場所

日　　付	開催場所	所　　管
令和８年１１月１９日（木）	下妻市	県西地区就職支援センター （０２９６－２３－３８１１）
１１月２７日（金）	日立市	日立地区就職支援センター （０２９４－２７－７１７２）
令和９年　２月　４日（木）	土浦市	県南地区就職支援センター （０２９－８２５－３４１０）
２月１９日（金）	水戸市	いばらき就職支援センター （０２９－３００－１９１６）

２　事業所の参加方法
開催月の約２か月前に県ホームページ上で参加企業を募集します。
参加を希望される事業所の方は県ホームページ（QR コード）をご覧ください。

【お問い合わせ】
〇茨城県産業戦略部 労働政策課 雇用促進対策室
℡：029-301-3645

悩みはひとりで背負わないで

～茨城カウンセリングセンターのご案内～

公益財団法人 茨城カウンセリングセンターは、茨城県と県内の産業界との協力により設立されたカウンセリングの専門機関です。

職場や家庭での人間関係、孤独や不安な気持ちで苦しんでいる方、自らの生き方に悩んでいる方・・・どうかひとりで背負わないで、お気軽にご相談ください。ご相談内容の秘密は厳守いたします。

	場所	面接日	面接料金	
センター	水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館 14 階 水戸駅南口から徒歩 7 分	月～土 10:00～12:00 13:00～18:00 ※日・祝日除く	1 回につき 4,400 円 面接時間は 約 50 分	カウンセリングは 予約制です。 まずはお電話で お申込みください。 電話 029-225-8580 受付時間は 月～金　9:00～17:00 土　　10:00～17:00
牛久 ルーム	牛久市中央 1-16-1 「ラウェル牛久」 中央労金牛久出張所 2 階会議室	月 1 回実施 （開催日については お問合せください。）		

※医療機関にかかっている方は，主治医の先生の同意を得た上でお申込みください。

【お問い合わせ】
公益財団法人茨城カウンセリングセンター
水戸市桜川 2-2-35　茨城県産業会館 14 階
電話：029-225-8580

X（旧 Twitter）でも情報発信中
ぜひフォローしてください

11 月は労働保険未手続事業一掃強化期間です!

労働保険（労災保険と雇用保険の総称）は、法律により農林水産業の一部を除き、一人でも労働者を使用する事業主に成立手続が義務づけられています！

「労働保険」とは、「労働者災害補償保険（労災保険）」と「雇用保険」とを総称した言葉であり、常勤、パート、アルバイト、いわゆるスポットワークなどの名称や雇用形態にかかわらず、労働者を１人でも雇っている事業は原則、適用事業であり、保険関係の成立手続を行う義務があります。

厚生労働省では「未手続事業一掃対策」を、年間を通じた主要課題として位置付けた上で、11 月を「労働保険未手続事業一掃強化期間」とし、全国において集中的な活動を展開します。

保険料は何に使われているの？

お支払いいただいた労働保険料は、労災保険と雇用保険で次のように使われています。

労災保険

労働者が仕事（業務）や通勤が原因で負傷した場合、また、病気になった場合や亡くなった場合に、**被災労働者やご遺族を保護**するための給付等を行っています。

雇用保険

労働者が失業した場合や働き続けることが困難になった場合、また自らの教育訓練を受けた場合に、**生活・雇用の安定**と就職の促進を図るための給付等を行っています。また、**雇用調整助成金など**事業主等に対して**各種助成金の支給**も行っています。

成立手続はどこでできるの？

労働者を雇っているにもかかわらず、現在も未手続となっている事業主の方は、最寄りの労働基準監督署又は公共職業安定所(ハローワーク)で労働保険の成立手続を行われますようお願いいたします。

労働保険料等の口座振替納付が可能です。

○労働保険料及び一般拠出金は、口座振替により納付いただくことが可能です。
○口座振替をご利用いただくためには、口座番号等を記載した申込用紙を、口座を開設している金融機関の窓口にご提出ください。
○詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

労働保険料等の口座振替納付　検索

【問い合わせ先】
茨城労働局　総務部　労働保険徴収室　電話 029-224-6213

確認OK? 最低賃金



茨城県 最低賃金

令和8年
10月18日から
時間額

1,136円

前年比 62円UP

月給の人も日給の人も自分の時間額を計算してみよう

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

計算方法は裏面をチェック!

時間額を計算して、最低賃金と比較しよう!



「最低賃金制度」は、年齢やパート・学生などの働き方の違いにかかわらず、
働くすべての人に適用されます。確認したい賃金(※1)と勤務地の
都道府県の最低賃金額(時間額)を比較表に記入して、比較してみましょう!(※2)

最低賃金額との比較方法

あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

A 時間給の方

時間給 ＿＿＿円 ≧ 最低賃金額(時間額) ＿＿＿円

B 日給の方

日給 ＿＿＿円 ÷ 1日の平均所定労働時間 ＿＿＿時間 = 時間額 ＿＿＿円 ≧ 最低賃金額(時間額) ＿＿＿円

C 月給の方

月給 ＿＿＿円 ÷ 1か月の平均所定労働時間 ＿＿＿時間 = 時間額 ＿＿＿円 ≧ 最低賃金額(時間額) ＿＿＿円

D 上記A、B、Cが組み合わさっている方

例えば、基本給が日給で各手当(職務手当など)が月給の場合

❶ 基本給(日給)→ B の計算で時間額を出す
❷ 各手当(月給)→ C の計算で時間額を出す
❸ ❶と❷を合計した額 ≧ 最低賃金額(時間額)

(※1)最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。
①臨時に支払われる賃金(結婚手当など)②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)⑥精皆勤手当、通勤手当および家族手当
(※2)詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

業務改善助成金

最大600万円を助成

中小企業事業者の皆さん!

賃金引上げを支援する「業務改善助成金」を活用しましょう!

業務改善助成金とは?
「業務改善助成金」は、生産性向上に資する設備投資を行いつつ「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行った場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。

業務改善助成金コールセンター
0120-366-440

詳しくは、こちら
業務改善助成金 検索

支給の主な要件

- 事業場内最低賃金が、令和8年度地域別最低賃金未満であること
- 事業場内最低賃金の引上げ
- 引上げ後の賃金額の支払
- 生産性向上に資する機器・設備などの導入
- 解雇、賃金引下げ等の不交付事由がないこと

設備投資等に要した費用の一部を助成

助成金支給までの流れ

1. 交付申請書・事業実施計画などを、事業場がある都道府県労働局に提出
2. 審査
3. 交付決定後、提出した計画に沿って事業実施
4. 実施結果報告書・支給申請書を労働局に提出
5. 審査
6. 支給

WEBで確認!

最低賃金に関する特設サイト
最低賃金 特設サイト 検索

最低賃金に関するお問い合わせは茨城労働局または最寄りの労働基準監督署へ
茨城労働局 検索

賃金引上げ特設ページ
賃金引上げに向けた支援策等を掲載しています。
賃金引上げ特設ページ 検索

専門家による無料相談を実施
賃金引上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。
詳しくは、こちら 働き方改革推進支援センター 検索

働き方改革推進支援資金
日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む事業者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。
詳しくは、こちら 働き方改革推進支援資金 検索

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

(R8.9)

無理な取引の「しわ寄せ」を防止しましょう！



11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です。

中小企業・小規模事業者・フリーランスの皆さまへ
仕事上の取引のご相談はこちらへ！

取引かけこみ寺

https://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/index.htm

相談無料	全国48か所
秘密厳守	匿名相談可能

0120-418-618

【受付時間】平日9:00~12:00/13:00~17:00（土日・祝日・年末年始を除く）携帯電話からもご利用になれます。
お近くの「取引かけこみ寺」に繋がります。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

中小企業庁　公正取引委員会 Japan Fair Trade Commission

https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/

しわ寄せ防止特設サイト

しわ寄せ防止特設サイト

STOP! しわ寄せ

大企業等と取引先中小事業者は共存共栄！

大企業・委託事業者による長時間労働の削減等の取組が、
取引先中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない
短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

取引上の3つの注意！ ～「労働時間等設定改善法」より～

●納期の適正化を図りましょう。
●発注内容の頻繁な変更は控えましょう。
●発注方法の改善を図りましょう。

事業主の皆様は、長時間労働につながる発注を行わないよう配慮する必要があります。
長期間にわたる特に過重な労働は、過労死等を引き起こすおそれもあり、取引先の労働者の健康障害防止のためにも必要です。

労働時間等見直しガイドライン

■労働時間等設定改善法については、都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）にご相談ください

こんなときは？ ～「振興基準」より～

「振興基準」

「振興基準」は、受託中小企業の振興を図るため、中小受託事業者及び委託事業者のよるべき一般的な基準として定められたものです。

1 労務費、原材料費、エネルギー価格費のコストが増加してしまった

▶労務費の指針を用いて、労務費の上昇分を**適切に転嫁できるよう協議**しましょう。
▶特に原材料費やエネルギーコストについては、高騰があった場合には、適切なコスト増加分の**全額転嫁**を目指しましょう。

労務費転嫁指針

2 やむを得ず短期発注や急な仕様変更を行うことになってしまった

▶**残業代などのコスト**は委託者が負担しましょう！
▶**働き方改革を阻害する取引**を行わないよう、**取引条件を改善**しましょう。

例えば…
●無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額
●過度に短納期となる時間指定配送、欠品対応に起因する短いリードタイム、適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送　など

3 発注内容を変更することになってしまった

▶不当なやり直しが生じないように**配慮**しましょう！
▶長期発注計画を示すなど、**発注の安定化**に努めましょう。

11月は「過労死等防止啓発月間」です。
同月間に「過重労働解消キャンペーン」も実施します。

11月7日(土)には「過重労働解消相談ダイヤル」を設置し、都道府県労働局の担当官による特別労働相談を実施します。

過重労働解消相談ダイヤル　令和8年11月7日(土)9:00～17:00　0120-794-713
※11月7日以外でも、各労働基準監督署、労働条件相談ほっとライン（0-811-610）　で相談できます。

過重労働解消キャンペーン

(R8.10)

職場のトラブル解決サポートします！

～個別労働紛争解決促進法に基づく３つの紛争解決援助制度があります～



総合労働相談コーナーでは、解雇、労働条件、募集・採用、いじめ・嫌がらせ等を含むあらゆる職場におけるトラブルについて、専門の相談員が電話や面接で相談をお受けしています。また、民事上の個別労働紛争について、紛争当事者からの申出に基づき、労働局長による**助言・指導**、紛争調整委員会による**あっせん**を行っています。紛争解決援助制度のご利用は、労働者、事業主どちらからでも可能です。最寄りの総合労働相談コーナーにお問い合わせください。

●助言・指導とは

職場における民事上の個別労働紛争について、都道府県労働局長が、紛争当事者に対し、その問題点を指摘し、解決の方向を示すことにより、紛争当事者の自主的な紛争解決を促進する制度です。

【例】 ①職場の同僚から嫌がらせを受けているが、会社は対処してくれない。⇒**«助言の実施»**⇒配置転換により解決
②転職のため退職を申し出たが、会社が認めてくれない。⇒**«助言の実施»**⇒退職届が受理され解決

●あっせんとは

職場における民事上の個別労働紛争について、公正・中立な第三者（弁護士など）が紛争当事者の話合いを仲介し、双方の主張の要点を確認し、意見の調整を行うことにより、紛争の解決促進を図る制度です。

【例】 ①解雇されたが、解雇理由に納得できず、金銭的補償を求めたい。⇒**«あっせんの開催»**⇒解決金の支払により解決
②嫌がらせを受け退職せざるをえなくなった。金銭的補償を求めたい。⇒**«あっせんの開催»**⇒解決金の支払により解決

【県内の総合労働相談コーナーの所在地・連絡先】

コーナー名	所 在 地	電 話 番 号
茨城労働局 総合労働相談コーナー	〒310-8511 水戸市宮町 1-8-31 ４Ｆ 茨城労働局雇用環境・均等室内	**029-277-8201**
水 戸 総合労働相談コーナー	〒310-0015 水戸市宮町 1-8-31 ３Ｆ 水戸労働基準監督署内	**029-277-7925**
日 立 総合労働相談コーナー	〒317-0073 日立市幸町 2-9-4 日立労働基準監督署内	**0294-88-3977**
土 浦 総合労働相談コーナー	〒300-0805 土浦市宍塚 1838 4F 土浦労働基準監督署内	**029-882-7017**
筑 西 総合労働相談コーナー	〒308-0825 筑西市下中山 581-2 筑西労働基準監督署内	**0296-22-4564**
古 河 総合労働相談コーナー	〒306-0235 古河市下辺見 2099 古河労働基準監督署内	**0280-32-3232**
常 総 総合労働相談コーナー	〒303-0022 常総市水海道淵頭町 3114-4 常総労働基準監督署内	**0297-22-0264**
龍ヶ崎 総合労働相談コーナー	〒301-0005 龍ケ崎市川原代町四区 6336-1 龍ヶ崎労働基準監督署内	**0297-62-3331**
鹿 嶋 総合労働相談コーナー	〒314-0031 鹿嶋市宮中 1995-1 鹿嶋労働基準監督署内	**0299-83-8461**

【問い合わせ先】
茨城労働局雇用環境・均等室 〒310-8511 水戸市宮町 1-8-31 TEL029-277-8201


しごとより、
いのち。
仕事は、たいせつ。でも、働き過ぎて、
心や体の健康を損なうことは、絶対にあってはなりません。
どんなに時代や働き方や常識や価値観が変わっても、それは同じ。
あなたの職場環境、みんなで一緒に考え直してみませんか。
過労死をゼロにし、健康で充実して
働き続けることのできる社会へ
STOP!
過労死
毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。
厚生労働省
人事院　内閣官房内閣人事局　総務省　文部科学省
厚生労働省ホームページ ▶https://www.mhlw.go.jp
詳しい情報や相談窓口はこちら
厚労省　過労死防止
検索

労働条件や健康管理に関する相談窓口等一覧

労働条件等に関するご相談は・・・

お近くの都道府県労働局労働基準部監督課、労働基準監督署、
総合労働相談コーナーにご相談ください。（開庁時間　平日8：30～17：15）

●労働条件相談ほっとライン（電話相談）

労働条件に関することについて無料で相談に応じています。
日本語の他、13言語に対応しています。
"Labour Standards Advice Hotline" Foreign language support is also available.

0120-811-610

平日／17:00～22:00　土・日・祝日／9:00～21:00（12/29～1/3を除く）

●確かめよう労働条件（ポータルサイト）

労働条件や労務管理に関するQ&Aを、労働者やそのご家族向け、事業主や人事労務担当者向けにその内容を分けて掲載しています。

https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/

ハラスメントに関するご相談は・・・

●都道府県労働局雇用環境・均等部（室）一覧

セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントなどの相談はこちら。

https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf

●総合労働相談コーナーのご案内

パワーハラスメントを含む労働問題に関する
あらゆる分野について相談を受け付けています。

http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html

●あかるい職場応援団（ポータルサイト）

ハラスメント対策に役立つ情報の
提供を行っています。

https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/

職場における健康管理やメンタルヘルス対策に関するご相談は・・・

●こころの耳電話相談

働く方やその家族等からのメンタルヘルス不調等について無料で相談に応じています。

0120-565-455

月～金／17:00～22:00　土・日／10:00～16:00（祝日及び年末年始を除く）

メール相談　24時間受付
SNS相談　月～金 17:00～22:00
土・日 10:00～16:00
（祝日及び年末年始を除く）

●こころの耳（ポータルサイト）

職場におけるメンタルヘルス対策に関する最新情報や取組事例、働く方のセルフケアに役立つツール等、様々なコンテンツを提供しています。

https://kokoro.mhlw.go.jp/

●まもろうよこころ

「死にたい」、「消えたい」などの悩みや不安を抱えていたら、相談してください。電話やSNSの相談窓口を紹介しています。

https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/

過労死等防止のための活動を行う民間団体の相談窓口

過労死等防止対策推進全国センター

https://karoshi-boushi.net/

過労死弁護団全国連絡会議

（過労死110番全国ネットワーク）

https://karoshi.jp/

全国過労死を考える家族の会

https://karoshi-kazoku.net/

過労死等防止対策推進シンポジウム

参加無料

11月を中心に、全国47都道府県、48か所で開催しています。

お問い合わせ先　専用ナビダイヤル（月～金 9:00～17:30）**0570-036-222**

リサイクル適性Ⓐ

茨城
会場

毎年11月は
「過労死等防止啓発月間」です。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



過労死等防止対策推進シンポジウム

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の尊い命が失われ、また心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。
本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族等にもご登壇をいただき、過労死等の現状や課題、防止対策について考えます。

参加無料
事前申込

日時 2026.
11月9日(月)
13:30～15:30（受付13:00～）

会場
ホテルレイクビュー水戸紫峰（しほう）
（茨城県水戸市宮町1丁目6-1）

◎お申込み・特設ホームページはこちら　過労死等防止対策推進シンポジウム

二次元コードを読み込んで下さい。

主催：厚生労働省　　後援：茨城県
協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議、働くもののいのちと健康を守る茨城センター

茨城会場

プログラム

［主催者挨拶］　茨城労働局

［基調講演］

「産業医としてできること、やってきたこと
～長時間労働防止や職場のハラスメント対策を中心に～」

原島 浩一 氏（原島産業医事務所代表）

［企業による事例紹介］

「常識を疑うことから始める仕事の仕方」

海老根建設株式会社　代表取締役　**柳瀬 香織** 氏

［過労死ご遺族による体験談発表］

「大手広告代理店過労死事件から11年　過労死のない安全な社会を願う」

高橋 幸美 氏（東京過労死を考える家族の会 会員／過労死等防止対策推進全国センター 副代表／厚生労働省 過労死等防止対策推進協議会 委員）

原島 浩一 氏



原島産業医事務所代表
労働衛生コンサルタント
認定産業医

群馬大学医学部および群馬大学大学院卒業後、放射線腫瘍医として癌の治療に従事。2007年から自動車製造業の専属産業医を経て、現在は10数社の嘱託産業医を務める。

会場のご案内

ホテルレイクビュー水戸 紫峰（しほう）

（茨城県水戸市宮町1丁目6-1）

・「水戸駅」南口より徒歩約3分　・無料駐車場240台完備



参加申込みについて

○会場の都合上、事前申し込みをお願いします。
○申し込みはWebまたはFAXでお願いします。
○受付番号を発行いたします。当日会場受付にて受付番号をお知らせください。
○定員になり次第締め切りとさせていただきますのでご了承ください。
○定員超過の場合は、電話またはメールでご連絡いたします。
○連絡先のTELかE-mailのどちらかは必ずご記入ください。
○参加（証明）書の発行はいたしておりません。予めご了承ください。

◎Webからのお申し込みはこちら　過労死等防止対策推進シンポジウム　検索
https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/

●以下の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXをお願いいたします。**FAX番号 03-6264-6445**
●下記の「個人情報の取扱いについて」に同意の上、ご記入ください。　→□同意しました。

過労死等防止対策推進シンポジウム［参加申込書］

●次の該当する□に✔をお願いいたします。

□ 経営者　□ 会社員　□ 公務員　□ 団体職員　□ 教職員　□ 医療関係者　□ 弁護士
□ 社会保険労務士　□ パート・アルバイト　□ 学生　□ 過労死等の当事者・家族
□ その他［　　］

お名前 5名以上のお申込みは、別紙（様式自由）にてFAXしてください。	ふりがな	ふりがな
	ふりがな	ふりがな
連絡先	●TEL：　　●FAX：	
	●E-mail：	
企業・団体名		

「個人情報の取扱いについて」　・ご記入いただいた事項は、過労死等防止対策推進シンポジウムの申込受付業務を目的として使用します。・他の目的ではご本人の同意なく第三者に提供をいたしません。・委託運営株式会社プロセスユニークの「個人情報保護方針（https://www.p-unique.co.jp/hp/privacy.html）」に従い適切な保護措置を講じ、厳重に管理いたします。

（お問い合わせ先）厚生労働省本シンポジウム事業受託事業者 株式会社プロセスユニーク　電　話：0570-036-222（ナビダイヤル）
E-mail：karoushiboushisympo@p-unique.co.jp

事業主の皆さまへ

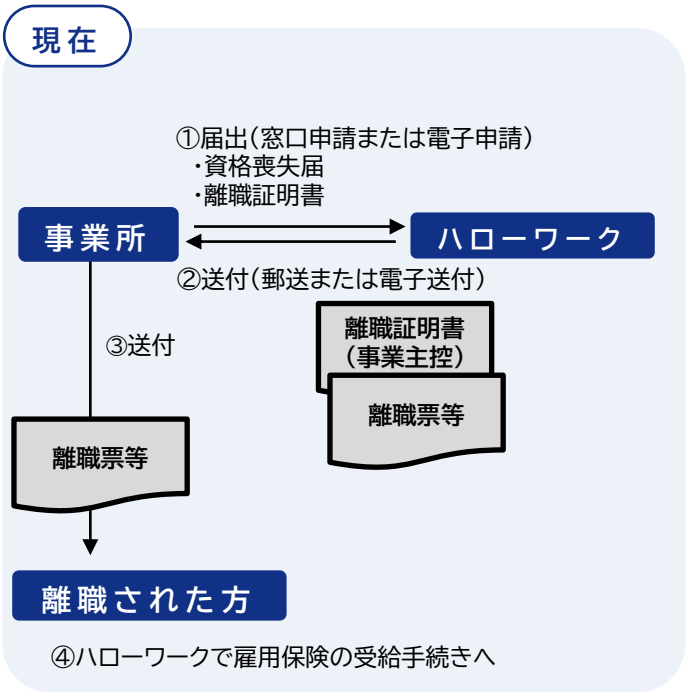
2025年1月から、希望する離職者のマイナポータルに「離職票」を直接送付するサービスを開始します！

「離職票」※とは

※正式名称は「雇用保険被保険者離職票」

離職者が雇用保険の求職者給付（基本手当等）を受給するために必要となる書類です。現在は事業所から離職者にお送りいただいていますが、2025年1月20日から、希望する離職者の方には、マイナポータルを通じて直接お送りするサービスを開始します。離職票のほか、資格喪失確認通知書および雇用保険被保険者期間等証明票も、マイナポータルを通じてお送りします。

「離職票」等が送付されるまでの流れ





事業所から離職者に郵送等を行う事務がなくなります！

雇用保険の離職手続きを電子申請で提出いただいた後、ハローワークによる審査が終了したら自動的に離職票等の書類が離職者のマイナポータルに送信されます。

このサービスの対象となる条件

- 届け出たマイナンバーが被保険者番号と適切に紐付いていること
- 離職者ご自身にマイナポータルと雇用保険WEBサービスの連携設定を行っていただくこと
- 事業主より電子申請で雇用保険の離職手続きを行っていただくこと

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare
ハローワーク

LL061203保01

41

事業所の皆さまへのお願い

- 被保険者向けリーフレットを被保険者の方に周知いただき、被保険者からご希望があれば、以下のSTEP1、STEP2を行っていただくようお願いします。
- マイナンバー登録には時間がかかる場合がありますので、資格喪失届提出の2週間程度前までに行ってください。
- 被保険者が希望しない場合や要件を満たさない場合は、従来どおり事業所へ離職票等の書類をお送りしますので、離職者に送付ください。

【被保険者向けリーフレット】
「希望する離職者の方に「離職票」等をマイナポータルに直接送付するサービスを開始します！」
https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001344541.pdf

STEP1 マイナンバーを被保険者番号に登録する

- マイナンバーの登録有無は、被保険者ご本人がマイナポータルの「わたしの情報」機能で確認することができます。操作方法は、被保険者向けリーフレットSTEP1をご参照ください。
 （事業主からハローワークに「雇用保険適用事業所情報請求書」を提出いただくことで被保険者のマイナンバー登録有無を確認することもできます。ただしその場合には以下※1と※2の区別はできません。）
- マイナンバーが正常に登録されている場合はSTEP2に進んでください。
- 以下の①、②の場合は、必要な手続きを行いマイナンバーの登録を完了してください。

※1 これまで資格取得届等の際にマイナンバーを登録する機会がなかった被保険者はマイナンバーが登録されていません。上記被保険者向けリーフレットのSTEP1で、被保険者ご本人のマイナポータル上、雇用保険に関する情報が表示されなかった方が該当します。
※2 資格取得届にマイナンバーを記載いただいた場合でも前職の被保険者番号が未届となっていたようなケースでは、マイナンバーが前職の被保険者番号に登録されたままになっています。被保険者向けリーフレットのSTEP1で、被保険者ご本人のマイナポータルで取得した雇用保険情報に前職の事業所名が表示されている方はこれに該当します。

①マイナンバーが登録されていない場合

「個人番号登録・変更届」をハローワークに提出し、マイナンバーを登録してください。
様式は都道府県労働局ホームページからダウンロードできるほか、電子申請することもできます。

②マイナンバーが前職の被保険者番号に登録されたままになっている場合

「雇用保険被保険者資格（取得・喪失）届等（訂正・取消）願」をハローワークに提出し、前職の被保険者番号と現職の被保険者番号を統一する手続きを行ってください。
様式は都道府県労働局ホームページからダウンロードしてください。本様式は電子申請には対応しておりません。

雇用保険におけるマイナンバー登録についてのお願い

資格取得届にマイナンバーを記載いただいた場合であっても、既に付与された被保険者番号を記載いただかなかった場合は、新しい被保険者番号を振り出して資格取得します。この場合、新しい被保険者番号にはマイナンバーの登録を行っておりません。
※資格取得確認通知書等に「個人番号登録あり」と表記されている場合も同様です。
これは、マイナンバーの誤登録による情報漏えいを防止するために、同一のマイナンバーを複数の被保険者番号に同時に登録しないこととしているためです。
つきましては、既に付与されている被保険者番号がある場合は必ず資格取得届に記載いただくようお願いします。

雇用保険WEBサービスとの連携設定を行う（こちらは被保険者ご本人が行う手続きです）

被保険者のマイナンバーの登録が完了した後に、被保険者ご本人がマイナポータル上で「雇用保険WEBサービス」との連携設定を行います。

※1　設定方法は被保険者向けリーフレットのSTEP3のとおりです。
※2　被保険者が「雇用保険WEBサービス」との連携設定を済ませているかどうかはハローワークではお答えできませんので、ご本人に確認ください。一度「雇用保険WEBサービス」との連携設定を済ませれば、ご本人が解除しない限り離職・再就職後も有効です。

STEP2　電子申請で雇用保険の離職手続きを行う

- 雇用保険の離職手続きを電子申請で行ってください。電子申請についてご不明な点は都道府県労働局電子申請事務センターまでお問い合わせください。
- 離職手続きに際しては、離職される被保険者に「離職票」の交付が必要かどうかを必ずご確認ください。「離職票」が必要であれば「雇用保険被保険者資格喪失届（離職票交付あり）」、不要であれば「雇用保険被保険者資格喪失届（離職票交付なし）」の手続きをお願いします。
- 離職手続きの提出期限は、離職日の翌々日から10日以内となっています。必ず期限内に手続きを行ってください。

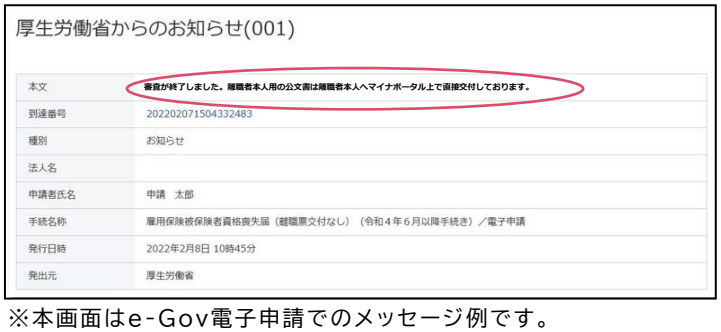


①e-Gov電子申請トップページの【手続検索】から「雇用保険　資格喪失」で検索



②離職予定者ご本人が離職票の交付を希望する場合は
「雇用保険被保険者資格喪失届（離職票交付あり）」を、
離職票の交付を希望しない場合は
「雇用保険被保険資格喪失届（離職票交付なし）」を選択し、
お手続きください。
※複数人を一括して届ける場合は
「雇用保険被保険者資格喪失届（連記式）」を選択ください。

「離職者本人用の公文書は離職者本人へマイナポータル上で直接交付しております」のメッセージが返信されたら完了です。



※本画面はe-Gov電子申請でのメッセージ例です。

※離職票が離職者本人に直接送付された場合には、事業所へは離職証明書（事業主控え）のみお送りし、離職票は送付しません。
※離職者本人のマイナポータルに離職票が送付されている場合には、離職票に記載されている離職区分コードは個人情報に該当するため、事業所にお伝えすることができません。ご了承ください。

令和8年10月1日からハラスメント対策が強化されました！

カスタマーハラスメント対策の義務化【改正労働施策総合推進法・指針の内容】

職場における「カスタマーハラスメント」とは、職場において行われる
①顧客等の言動であって、
②その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより、
③労働者の就業環境が害されるもの
であり、**①～③の要素を全て満たすもの**をいいます。
※電話やＳＮＳ等のインターネット上において行われるものも含まれます。

①顧客等とは、顧客、取引の相手方、施設（駅、空港、病院、学校、福祉施設、公共施設等）の利用者その他の当該事業主の行う事業に関係を有する者を指します。
（今後商品の購入やサービスの利用等をする可能性がある者も含みます。）
②社会通念上許容される範囲を超えた言動の例

【言動の内容が社会通念上許容される範囲を超えるもの】
- そもそも要求に理由がない又は商品・サービス等と全く関係のない要求
- 契約等により想定しているサービスを著しく超える要求
- 対応が著しく困難な又は対応が不可能な要求
- 不当な損害賠償要求

【手段や態様が社会通念上許容される範囲を超えるもの】
- 身体的な攻撃（暴行、傷害等）
- 精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言、土下座の強要等）
- 威圧的な言動
- 継続的、執拗な言動
- 拘束的な言動（不退去、居座り、監禁）

カスタマーハラスメントの防止のために講ずべき措置

事業主は、**以下の措置を必ず講じなければなりません。**
（太字は、他のハラスメントで講ずべき措置とは異なる内容のものです。）

◆事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

①カスタマーハラスメントには**毅然とした態度で対応し、労働者を保護する**旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発する
②カスタマーハラスメントの内容及び**あらかじめ定めた対処の内容**（※）を、労働者に周知する
（※）管理監督者にその場の対応の方針について指示を仰ぐ、可能な限り労働者を一人で対応させない、犯罪に該当し得る言動は警察へ通報する、本社・本部等へ情報共有を行い指示を仰ぐ　等

◆相談体制の整備

③相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知する
④相談窓口担当者が、適切に対応できるようにする

◆事後の迅速かつ適切な対応

⑤事実関係を迅速かつ正確に確認する
⑥被害者に対する配慮のための措置を行う
⑦再発防止に向けた措置を講ずる

◆対応の実効性を確保するために必要なカスタマーハラスメントの抑止のための措置

⑧特に悪質と考えられるカスタマーハラスメントへの対処の方針をあらかじめ定め、労働者に周知し、当該対処を行うことができる体制を整備する

◆そのほか併せて講ずべき措置

⑨相談者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、労働者に周知する
⑩相談したこと等を理由として不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発する

※対策を講ずる際には、消費者の権利や、障害者差別解消法における、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供義務に留意する必要があります。
※その他、自社の労働者が取引先等の他社の労働者に対してカスタマーハラスメントを行った場合、その取引先等の事業主から事実確認等の措置の実施に関して必要な協力を求められた際は、これに応じるよう努めなければなりません。

求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策の義務化【改正男女雇用機会均等法・指針の内容】

求職者等に対するセクシュアルハラスメントとは、
事業主が雇用する労働者による**「性的な言動」**により**求職者等による求職活動等**が阻害されるものをいいます。

【求職者等とは】
- ■ 求職者（企業の求人に応募する者）
- ■ 求職者以外の者であって、
 - ・ 事業主の実施する労働者の採用に資する活動に参加する者や、
 - ・ 教育実習、看護実習その他の実習を受ける者

【求職活動等とは】
求職者が行う求職活動や求職者に類する者が行う職業の選択に資する活動を指し、例えば以下のものが含まれます。なお、**ＳＮＳ等のオンラインを介したものやオンライン上で行われるもの**も含まれます。
（例）企業の採用面接への参加、企業の就職説明会への参加、企業の雇用する労働者への訪問、インターンシップへの参加、教育実習、看護実習等の実習の受講

求職者等に対するセクシュアルハラスメントの例

- ・ インターンシップにおいて、労働者が求職者等に対して性的な冗談やからかいを意図的かつ継続的に行ったため、当該求職者等が苦痛に感じてインターンシップ中の活動が手につかないこと
- ・ 求職者等が労働者への訪問を行った際、当該労働者に性的な関係を求められ、当該求職者等が苦痛に感じてその求職活動等の意欲が低下していること

求職者等に対するセクシュアルハラスメントの防止のために講ずべき措置

事業主は、**以下の措置を必ず講じなければなりません。**
（太字は、他のハラスメントで講ずべき措置とは異なる内容のものです。）

◆事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

①求職者等に対するセクシュアルハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発する

②求職者等に対するセクシュアルハラスメントを行った者については、厳正に対処する旨の方針及び対処の内容を、労働者に周知・啓発する

③**求職活動等に関するルール**（※）**をあらかじめ明確化**し、労働者及び**求職者等**に周知・啓発する

※ 例えば、面談時間及び場所の指定、実施体制、やり取りに用いるＳＮＳの種類の指定等、面談等を行う際の規則など

◆相談体制の整備

④相談窓口をあらかじめ定め、**求職者等**に周知する

⑤相談窓口担当者が、適切に対応できるようにする

◆事後の迅速かつ適切な対応

⑥事実関係を迅速かつ正確に確認する

⑦被害者に対する配慮のための措置を行う

⑧行為者に対する措置を適正に行う

⑨再発防止に向けた措置を講ずる

◆そのほか併せて講ずべき措置

⑩相談者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、労働者及び求職者等に周知する

⑪労働者が事実関係の確認等の事業主の措置に協力したこと等を理由として、解雇その他不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発する

お問い合わせ先 **茨城労働局 雇用環境・均等室（029-277-8295）** 受付時間8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）



労働委員会の窓から

（令和8年8月1日～令和8年9月30日）



労働委員会は、中立・公正な立場で、労使紛争の解決に向けて争議の調整や不当労働行為の審査などを行っています。労働組合や使用者だけでなく、労働者個人で利用できるあっせん制度もありますので、是非ご活用ください。

今期の事件の状況

審査事件

（労働組合又は労働者からの申立てにより、不当労働行為に該当するかどうかを判定し、該当する場合救済を図る制度）

・・・・当該期間中に新規申立てはありませんでした。９件が係属中です。

調整事件

（労働組合と使用者との間の紛争について話合いにより解決を図る制度）

・・・・当該期間中に新規申請が１件ありました。１件が係属中です。

【新規事件の概要】

事　件　名	業　種	申請年月日 申請者区分	区　分	調　整　事　項
Ｒ８(調) 第２号事件	医療、福祉	Ｒ８．９．15 労働組合	あっせん	会社の対応に対する和解

個別あっせん事件

（個々の労働者と使用者との間の紛争について話合いにより解決を図る制度）

・・・・当該期間中に新規申請が１件ありました。１件が終結し、１件が係属中です。

【新規事件の概要】

事　件　名	業　種	申請年月日 申請者区分	あ　っ　せ　ん　事　項
Ｒ８(個) 第２号事件	理・美容業	Ｒ８．９．14 労働者	会社の不適切な対応に対する解決金の支払

【終結事件の概要】

事　件　名	業　種	申請年月日 申請者区分	あっせん事項	終　結　状　況
Ｒ８(個) 第１号事件	学術・ 開発研究 機関	Ｒ８．５．25 労働者	健康被害に対する慰謝料、会社側からの謝罪	令和８年８月３日及び同年９月 24 日にあっせんが開催され、会社側が解決金を支払うことで労使双方が協定を締結し、本件は終結した。

労働委員会講座

あっせんのメリットについて

茨城県労働委員会では、解雇やパワハラなどの労働関係のトラブルが発生し、当事者間で自主的な解決が困難な場合、両者が話合いで解決できるようあっせんを行っています。

あっせんは、当事者双方の主張の要点を確かめ、当事者間の話合いを取り持ち、あるいは相互の主張の歩み寄りを勧めることで、自主的な解決を支援する手続です。

簡易かつ丁寧に当事者の自主的な合意形成を図ることを目的としていることから、労使双方にとってメリットが大きいものです。

まずは、電話等でお問い合わせください。



【お問合せ先】茨城県労働委員会事務局

〒310－8555　水戸市笠原町 978 番 6
TEL 029－301－5563（総務調整課）、029－301－5568（審査課）
E-mail roudoui@pref.ibaraki.lg.jp
URL https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/roudoui/index.html

～労使紛争の迅速・的確な解決を目指します～

茨城労働Seed
11月号　第756号
茨城県産業戦略部労働政策課
〒310-8555　水戸市笠原町978番6
令和8年11月発行　TEL　029-301-3635
https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/seed/index.html